

第5回

新町の事務所の位置等検討小委員会

会 議 資 料

平成16年2月28日(土)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第5回新町の事務所の位置等検討小委員会会議次第

と き：平成16年2月28日(土)

ところ：香住町地域福祉センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第4号 庁舎の位置について

5 その他

今後の小委員会開催日程について

平成16年3月20日(土)午後1時30分～

村岡町老人福祉センター

6 閉 会

新町の事務所の位置等検討小委員会名簿

区 分			氏 名
1	規約第8条第1項第1号委員	美方町長職務代理者	上 田 節 郎
2	規約第8条第1項第1号委員	村岡町長	岩 槻 健
3	規約第8条第1項第1号委員	香住町長	藤 原 久 嗣
4	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議長	吉 田 範 明
5	規約第8条第1項第2号委員	美方町議会議員	本 城 繁 信
6	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議長	谷 淵 栄 一
7	規約第8条第1項第2号委員	村岡町議会議員	板 坂 公 二
8	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議長	上 田 孝
9	規約第8条第1項第2号委員	香住町議会議員	橘 秀 夫
10	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	中 村 治 泰
11	規約第8条第1項第3号委員	美方町学識経験者	朝 倉 富 征
12	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	三 好 忠 男
13	規約第8条第1項第3号委員	村岡町学識経験者	井 上 源 一
14	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	柴 崎 一 秀
15	規約第8条第1項第3号委員	香住町学識経験者	中 村 暁

協議第4号

庁舎の位置について

参考資料

1. 地方公共団体の事務所の設置に関する自治法上の取扱いについて
事務所の位置を定めるに当たりの考え方は、次のように地方自治法に示されています。
(事務所の設置又は変更)
第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

2. 広域的な行政機関の配置状況について
広域的な行政機関の配置と交通事情など、本地域と周辺地域との広域ネットワークの状況は別紙のとおりとなっています。

美方町・村岡町・香住町の現庁舎等の概要について

町名	美方町	村岡町		香住町	
				本庁舎	南庁舎
住所	美方郡美方町大谷564番地の1	美方郡村岡町村岡390番地の1		城崎郡香住町香住1595番地の3	城崎郡香住町香住1646番地の1
竣工年月	昭和54年8月	昭和63年6月		昭和37年7月	昭和58年8月
施設構造	鉄筋コンクリート造3階建 1階は庁舎、2階・3階は総合センター	鉄筋コンクリート造3階建 一部4階・地下1階		鉄筋コンクリート造3階建 (2階一部木造)	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
延床面積 (㎡)	585.83 [1階庁舎面積] (1,673.43) [総延面積]	2,756.59		2,286.73	765.09
建築面積 (㎡)	670.249	952.76		762.24	247.71
敷地面積 (㎡) ()は内借地面積	4,405.34 (2,847.48)	庁舎分 6,459.33 (3,131.53)	町民センター分 2,291.17 (0)	2,064.56 (0)	478.51 (0)
駐車場駐車可能台数 (公用車用除く)	100台 内(60台分は借地)	146台 内(108台分は借地)		60台 内(18台分は借地)	
公用車用車庫駐車可能台数	22台	23台		17台	3台
備考	JA用地分は除く	町民センター裏側の駐車場内に2階建車庫・倉庫等381.76㎡ 上記以外に高齢者生活福祉センターの隣に駐車場1,556㎡(借地)		駅前駐車場(職員分)30台	

香住町の現在の本庁舎は、「国道178号・主要地方道香住村岡線交通安全施設整備事業」により、平成17年度末を目途に移転を求められている。

本庁舎位置選定の先進事例

養父市(八鹿町・養父町・大屋町・関宮町の4町)

本庁舎(八鹿町) 支所(養父町・大屋町・関宮町の各3町に配置)

養父市の概要

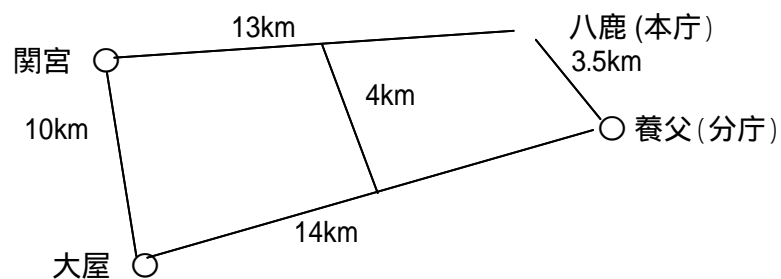
区分	八鹿町	養父町	大屋町	関宮町	計
人口(人)	12,011	8,728	4,785	4,586	30,110
面積(Km ²)	77.06	111.84	138.29	95.59	422.78
本庁機能の分散配置	総務部 政策管理部 市民生活部 都市整備部 議会事務局	産業経済部 企業局 教育委員会			
支所(3町に配置)		地域局	地域局	地域局	

各地域局には、振興課・市民課を、さらに大屋町と関宮町には産業建設課を配置

○合併協定書における新市の事務所の位置の取扱い

1. 新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿1675番地とする。
2. 本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。
3. 養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。
4. 地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。

各庁舎間の距離



朝来市(和田山町・山東町・朝来町・生野町の4町)

本庁舎(和田山町) 支所(山東町・朝来町・生野町の各3町に配置)

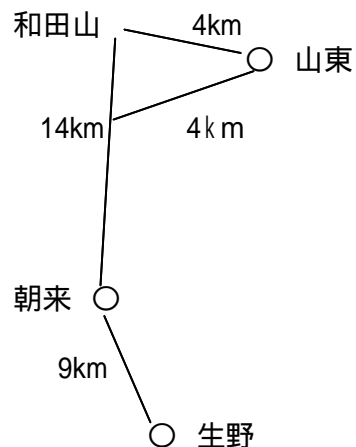
朝来市の概要

区分	和田山町	山東町	朝来町	生野町	計
人口(人)	17,051	6,392	7,549	5,077	36,069
面積(Km ²)	111.61	49.16	130.20	112.01	403
本庁・支所	本庁	支所	支所	支所	

○合併協定書における新市の事務所の位置の取扱い

1. 新市の事務所の位置は、当分の間、和田山町東谷213番地1(現在の和田山町役場)とする。
2. 現在の生野町役場、山東町役場、朝来町役場に支所を置き、「庁舎」と呼称する。
3. 将来の新市の事務所は、合併特例債発行期間内のできるだけ早期に建設するものとする。
4. 将来の新市の事務所の位置については、国道312号沿線を基本に、全体的な地勢、交通事情及び他の官公署との関係等、市民の利便性を十分考慮し、新市において速やかに検討するものとする。

各庁舎間の距離



京丹後市(峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の6町)

本庁舎(峰山町) 市民局(峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の各6町に配置)

京丹後市の概要

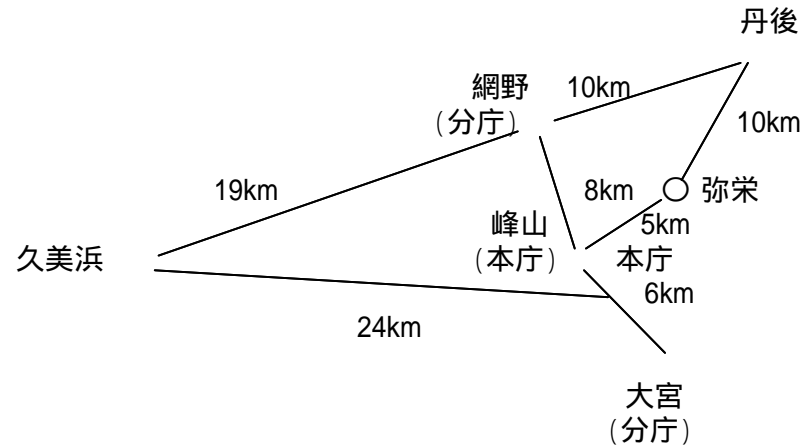
区分	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	計
人口(人)	13,564	10,805	16,056	7,164	6,132	12,338	66,059
面積(Km ²)	67.45	68.93	75.07	64.96	80.38	145.04	501.83
本庁機能の分散配置	企画政策部 総務部 保健福祉部 医療事業部 議会事務局	農林部 生活環境部 教育委員会	建設部 商工観光水産部 上下水道部 電算センター	水産課		農業委員会	
支所(6町に配置)	市民局	市民局	市民局	市民局	市民局	市民局	

各市民局には、地域総務課・地域福祉課・地域事業課・教育委員会分室を配置

○合併協定書における新市の事務所の位置の取扱い

新市の事務所の位置は、京都府中郡峰山町字杉谷889番地とする。
また、現在の6町の役場はすべて支所とする。

各庁舎間の距離



さぬき市(志度町・津田町・大川町・・寒川町・長尾町の5町)

本庁舎(志度町) 支所(津田町・大川町・寒川町・長尾町・の各4町に配置)

さぬき市の概要

区分	志度町	津田町	大川町	寒川町	長尾町	計
人口(人)	22,939	8,370	6,977	6,041	13,446	57,773
面積(Km ²)	40.05	13.69	34.54	23.10	47.43	158.81
本庁機能の分散配置	総務部 企画部 市民部 産業経済部 議会事務局	教育委員会	水道局	CATVセンター	福祉事務所	
支所(4町に配置)		支所	支所	支所	支所	

各支所には、業務課を配置

○合併協定書における新市の事務所の位置の取扱い

当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。

(合併協議会設立時H12.10に志度町の新庁舎の建設完了)

各庁舎間の距離

